常滑市緑のマスタープラン

緑の基本計画

平成７年３月

常　　滑　　市

目　　次

序　調査の大綱
緑の基本計画策定の目的 …… 1

1　計画の基本方針
1－1　調査対象区域及び目標年次 …… 2
1－2　計画のフレームの設定 …… 2

2　計画の目標水準の設定
2－1　緑地の確保目標水準 …… 3
2－2　都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準 …… 4

3　緑地の配置方針
3－1　緑地の配置及び都市緑化に関する計画 …… 5
3－2　総合的な緑地の配置及び都市緑化に関する計画 …… 10

4　実現のための施策の方針
4－1　施設緑地の整備目標及び整備方針 …… 12
4－2　地域制緑地の指定目標及び指定方針 …… 15
4－3　都市緑化の目標及び推進方針 …… 16
4－4　生産緑地地区の保全方針 …… 18
4－5　緑化重点地区整備計画 …… 20

【資　料】
（別表）緑地の整備目標 …… 23

序　調査の大綱

緑の基本計画策定の目的

昭和52年当時、戦後の高度経済成長とともに、都市地域における人口の増加、産業の集中が進む一方、都市施設等の整備の立ち遅れにより環境悪化は著しいものがあり、都市政策においても重要な課題としてクローズアップされ、これらの課題を解消するため、自然的環境の保全とともに都市公園等のオープンスペースの確保を図っていくことが急務とされてきた。

こうした背景のもと、常滑市（以下「本市」という）では、昭和54年3月「快適な市民生活とゆたかな産業が調和する清新な魅力ある都市」づくりを目指し、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備と保全を図るための方針として「緑のマスタープラン」が策定された。

その後、土地区画整理事業等により計画的な市街地整備を進めるとともに、この「緑のマスタープラン」に基づき、公園及び緑地の整備を計画的に進めてきた。

しかし、初回の策定より15年が経過し、社会的条件も大きく変化してきていることから、現実との乖離が生じてきた。このような背景のなか、平成4年6月に「都市計画法」の改正が行われ、法18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」の都市整備の方針のなかに、「緑のマスタープラン」を反映させる必要がでてきた。

さらに、平成5年6月「都市公園法」、平成6年6月24日には、「都市緑地保全法」の改正が行われ、法第2条の2により、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を法的に位置付けることができるようになった。

以上の状況のもと、本調査においては目標年次を平成17年に定め、愛知県公園緑地課による「緑の基本計画計画書作成の手引き」及び同解説編に基づき、本市の実状に即した公園・緑地の配置を行うとともに、都市公園整備水準以上の面積を確保することを基本とし、さらに民有緑地の保全及び都市緑化に関する計画の策定を行い、「緑のマスタープラン（緑の基本計画）」の見直しを図るものである。

1　計画の基本方針

１－１　調査対象区域及び目標年次

・調査対象区域

都市計画区域全体４，８３５ｈａを対象とする。

・目標年次

都市計画マスタープランの目標年次である平成１７年（２，００５年）とする。

１－２　計画のフレームの設定

１　将来人口の設定

本市における将来人口フレームの設定は、「常滑市都市計画マスタープラン」において定められた将来人口フレームに基づき以下のように設定していく。

表１-1　将来人口フレームの設定

区　　分	平成2年	平成12年	平成17年
都市計画区域	51,784人	53,600人	70,000人

また、将来市街地及び市街化調整区域内人口についても「常滑市都市計画マスタープラン」に基づき以下のように設定していく。

表１-2　将来市街地及び市街化調整区域内人口

区　　分	平成2年	平成12年	平成17年
将来市街地	39,947人	41,800人	57,600人
市街化調整区域	11,837人	11,800人	12,400人
計	51,784人	53,600人	70,000人

2　将来市街地規模

将来市街地の規模は、「常滑市都市計画マスタープラン」に基づき将来人口フレームから以下のように設定していく。

表１-3　将来市街地の規模

区　　分	平成2年	平成12年	平成17年
将来市街地内人口	39,947人	41,800人	57,600人
将来市街地面積	1,113ha	1,122ha	1,336ha

2　計画の目標水準の設定

2－1　緑地の確保目標水準

本市における将来市街地内における緑地の確保目標水準としては、原則的には将来市街地面積に対し30%以上を確保することを目標として設定していく。

表2-1　緑地の確保目標面積(将来市街地に対し30%)

目標年次における緑地確保目標量	将来市街地に対する面積
	概ね400ha

本市の現況緑地量は69.09ha（都市公園現況量19.89ha、公共施設緑地現況量46.70ha、生産緑地地区2.5ha）であり、将来市街地面積1,336haに対し5.2%となっている。したがって、緑地の確保目標量を達成するには、約330haの緑地を新たに確保する必要がある。

本計画においては、これらの緑地確保目標量及び市街地の実情等を考慮し、緑地の確保目標量を以下のように設定していく。

表2-2　緑地の確保目標量

目標年次における緑地確保目標量	将来市街地に対する面積	都市計画区域面積に対する割合
	概ね99.87ha 7.5%	概ね3,416.33ha 70.66%

上記の設定のように、本市においては将来市街地に対し30%の緑地確保は困難な状況にあるといえる。したがって、将来緑地確保目標量は将来市街地に接した周辺地域の緑地を加えた目標水準を設定する。

表2-3　緑地の確保目標水準

目標年次における緑地確保目標量	将来市街地に対する面積
	概ね196.77ha 14.73%

上記の結果、本市の緑地確保目標水準を以下のように設定していく。

表2-4　緑地の確保目標水準

項　　目	面　　積
都市計画区域面積	4,835ha
将来市街地面積	1,336ha
都市計画区域内の緑地確保目標量	3,416.33ha
将来市街地の緑地確保目標量	99.87ha
将来市街地に接した周辺地域の緑地面積	96.90ha

2－2　都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準

都市公園及び公共施設緑地を対象とした都市公園等の施設の確保目標量の設定は、住民1人当たり面積18㎡以上を目標として定められている。

本市における都市公園等の施設として確保すべき緑地の目標水準は、「2-1　緑地の確保目標水準」で定めた緑地のうち、都市公園等に相当する緑地を抽出し定めていく。

緑地の抽出の結果による本市人口(70,000人)1人当たりの整備すべき緑地量を表2-5に示す。

表2-5　都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年　次	現　況	平成12年	平成17年
人　口	51,800人	53,000人	70,000人
都市公園	406,900㎡	458,900㎡	784,500㎡
公共施設緑地	1,733,000㎡	1,832,000㎡	1,859,000㎡
目標水準	41.3㎡/人	43.2㎡/人	37.8㎡/人

3　緑地の配置方針

3－1　緑地の配置及び都市緑化に関する計画

1　緑地配置の基本方針

本市の緑地現況は、市全体としては都市計画区域面積（4,835ha)に対し約73％、3,517.37ha（施設緑地252.87ha、地域制緑地3,264.50ha)と非常に多いものの、その分布の多くは市街化調整区域内であり、本市緑地の約98％（3,441.17ha)に相当する。また、緑地区分としては水田・畑がその多くを占め、まとまりのある樹林としては市域界の丘陵地に存在する程度である。

緑地の配置計画にあたっては、これら本市の状況に対処しうるよう、市街地内の既存緑地空間の可能な限りな保全及び必要とされる緑地あるいはオープンスペースの創出を主体とした緑地の確保目標量を掲げ、緑地の有する機能である環境保全・レクリエーション・防災・景観の4系統の視点から各系統の均衡ある配置計画を行っていく。

（1）環境保全系統の配置方針

環境保全系統としては、都市の骨格となる緑地の保全、騒音・公害等の緩衝緑地及び本市の歴史的遺産に係わる緑地、身近な生活環境を構成する緑地等を対象として以下の方針に従い配置を行っていく。

1）都市の骨格形成

①市域界丘陵地の樹林は、本市に残るまとまりのある緑地であり保全を図っていく。

②矢田川、前山川、境川、唐崎川、樽水川等、本市の東西軸となる河川空間の保全を図っていく。

2）系統的なネットワークの形成

①野生動物の生息が確認されている北池、檜原大池等のため池及び、市域界丘陵地の樹林保全を図っていく。

②また、これらの水辺，樹林等と一体的となったビオトープ構成要素としての境川、矢田川、国道155号等によるネットワークを形成していく。

3）身近な生活環境を構成する緑

①生活に密着した、街区公園、近隣公園、児童遊園、ちびっ子広場等を積極的に取り込んでいく。

②比較的規模の小さい樹林ではあるが、貴重な自然林及び鎮守の森、祭りの場等としての社寺林の保全を図っていく。

③市街地内を東西に流れる前山川・浜田川・樽水川等の河川に隣接する道路との間を緑地としての整備を図っていく。

4）歴史的遺産にまつわる緑

①本市に残存する多賀神社社叢等の天然記念物、常滑城址・大野城址（城山公園）等の史跡は、本市の歴史を伝承していくうえで重要な緑であり積極的な保全を図っていく。

②旧窯業工場群は、本市がやきもののまちとして発展してきた特色ある歴史的景観であり、常滑市陶磁器会館、常滑市立陶芸研究所、常滑市民俗資料館等を含む区域を散策道（やきもの散歩道）として位置づけ、これらの施設の緑化を推進するとともに、散歩道に隣接する栄町神明社等の神社及び大落川等の河川を散歩道と一体的な緑地として保全を図っていく。

③井口川沿いの松林は、本市に残る貴重なまとまりのある緑地であるため、水辺と一体的な緑地として保全を図っていく。

5）地区の性格に応じた緑地の配置

住宅地、商業地、工業地等各々の土地利用に応じた緑地の配置を図っていく。

①住宅地の緑地の配置

・計画されている土地区画整理事業等の面的整備区域内及び青海山団地、多屋団地等の住宅団地内については、住民の同意を図りつつ、生け垣等の緑化奨励を行い、快適な居住環境の形成を推進していく。

・既成市街地内の住宅地については、敷地規模等を考慮し、住民の同意を図りつつ適宜緑化の推奨を行っていく。

②商業地の緑地の配置

・名鉄常滑線常滑駅及び駅と一体的になった大規模小売店舗周辺を本市の顔としての緑化を推奨していく。

・また、名鉄常滑線各駅周辺についても敷地等を考慮し、植栽・花壇等による緑化を検討していく。

③工業地の緑地の配置

・工業地域内を通る都市計画道路を緩衝緑地機能としての植栽の充実を図るとともに、工業地に隣接した河川等にも散策道と一体となった緑地を配置していく。

・また、住宅地等との境界についても工場災害等の防災面も考慮した植栽による緑化の検討をしていく。

④市街地周辺緑地の確保

・市街地周辺の農地については、緑のオープンスペースとして位置づけることができる。本市の場合農地の多くが、農村基盤総合整備パイロット事業、県営ほ場整備によるものであり、将来的な担保性は少ないものの、農用地として継続されていくものとし市街地に隣接する農地の確保を図っていく。

（2）レクリエーション系統の配置方針

レクリエーション系統としては、多様化するレクリエーション需要への対応、将来人口に対し必要とされる適正な規模の緑地配置、市民の日常的・非日常的なレクリエーション活動への対応のための均衡ある緑地の配置を図るとともに、公園・緑地等の有機的なつながり等を考慮し、以下の方針に従い配置していく。

1）多様なレクリエーション需要への対処

①既決定済の都市計画公園・緑地を位置づけるとともに、既に整備がなされている児童遊園、ちびっ子広場、農村公園等についても積極的に取り込み、市街地の状況を考慮し拡充等も検討していく。

②市民の日常的レクリエーション活動及びスポーツ活動の需要に対処できるよう、住区基幹公園については将来人口に対する需要量、誘致圏、オープンスペースを考慮し適正に配置するとともに、その配置については既に整備がなされている児童遊園等の活用、拡充についても検討していく。

③開放されている学校グランドをはじめ、グリーンスポーツセンター、セラモール公園等レクリエーション施設、公園としての機能を有する広場等についても積極的に取り込んでいく。

2）市街地内の適正な公園・緑地の配置

①現行市街地内に計画されている土地区画整理事業等の面的開発事業区域内及び将来市街地については、計画人口、誘致圏、必要量等を考慮し適正に配置していく。

②既開設公園及び計画決定公園は積極的に取り込むとともに、必要に応じ拡充等の検討を行っていく。

3）民間施設の取り込み

①INAXとこなめトイレパーク等、民間施設のなかに整備された公園・緑地を積極的に取り込んでいく。

4）生産緑地地区の活用保全

①地権者の意向を考慮し、同意を図りつつ市民農園等としての活用を図っていく。

②また、生産緑地地区を取りまく土地利用状況を考慮し、市民農園等と一体になった公園配置も検討していく。

5）公園等のネットワーク

①点在している公園・緑地を有機的に結ぶため、幅員16m以上（新構造令18m）の幹線道路については街路樹を植栽していく。

②本市を東西に流れる河川については、河川に平行して通る道路を河川緑道として計画していく。
③さらに、広域農道等をグリーンベルトとして位置づけていく。
④河川緑地から都市基幹公園までのアプローチを緑道として整備することにより、レクリエーション機能を有する緑地として位置づけていく。

（3）防災系統の配置方針

防災系統としては、地震災害及び災害発生時における避難地、避難所への対処、延焼等防止上の緑地、公害等発生予想区域の緩衝緑地の配置等、市全体及び住区レベルでの安全な生活環境を確保するために必要な緑地を考慮し、以下の方針に従い配置していく。

1）地震災害時における避難地及び避難路の確保

①地震災害時の一時避難地、広域避難地としての都市公園の適正な配置を図るとともに、避難地としての機能を有している学校等のグランドについても積極的に取り込んでいく。
②また、避難地までのアプローチとなる避難路についても、軸なる避難路として幅員16m以上（新構造令18m）の幹線道路を位置づけ、これらの路線には街路樹の植栽を行っていく。また、軸となる避難路を補完するするため、大落川、前山川等の河川を利用し、緑道整備等による緑地の確保を検討し、地震災害時の避難路ネットワークを形成していく。

2）緩衝緑地等の配置

①本市には大規模な緩衝緑地帯が必要とされる重工場等の立地はない。したがって、市街地内の緩衝緑地としては、河川緑道を配置することにより市街地を分断していく。また、幅員16m（新構造令18m）以上の幹線道路には街路樹を植栽することにより、延焼防止帯、避難路としての機能を有する緑地として配置していく。
②特に窯業関係の工場立地が多くみられる奥条地区一帯については、大落川に河川緑地を計画することにより緩衝機能を有する緑地として配置していく。

3）災害発生の恐れのある地域の配置

①急傾斜地崩壊危険箇所及び水害発生区域内の緑地については、災害防止機能を有する緑地としてその保全を図っていく。
②常滑市地域防災計画において、河川決壊・浸水による危険区域に指定されている大野町一帯等の地域及び伊勢湾台風、昭和49年集中豪雨等の被害区域内の河川については、水害の防止あるいは水害の遅延のための河川緑道を配置していく。

4）市街地周辺農地の活用

①避難地に隣接した農地は、一次避難地としての機能を有しているといえる。したがってこれらのことを考慮し、将来的な担保性は少ないものの農用地として継続されていくものとし、避難地機能を有する緑地として保全を図っていく。

（4）景観構成系統の配置方針

市街地を取り囲み、市街地の背景となるような緑地、市街地内の社寺林、ランドマーク・シンボルとなるような緑地を、都市景観を構成する緑地としてとらえ、【シンボル・核・点】、【軸】、【領域】となる緑地、さらに地区を代表する郷土景観、優れた景観の眺望点等の緑地を以下の方針に従い配置していく。

1）シンボル・軸・点となる景観を構成する緑地

①旧窯業工場群は、本市がやきもののまちとして発展してきた特色ある歴史的景観であり、これらの区域を散策道（やきもの散歩道）として位置づけ散歩道に隣接する栄町神明社等の神社及び大落川等の河川を散歩道と一体的な緑地景観として位置づけていく。
②本市には多屋墓地内の松並木をはじめとする天然記念物指定の神社等と一体となった樹林が残っている。これらの樹木は都市の点となる景観として位置づけ今後とも保全を図っていく。

2）軸となる景観を構成する緑地

①本市東西に流れる矢田川、前山川、境川、唐崎川、樽水川等の河川については、緑道等の整備を促進し、景観軸として位置づけていく。
②幅員16m（新構造令18m)以上の幹線道路については、街路樹を植栽することにより景観軸として位置づけていく。
③また、広域農道等をグリーンベルトとして位置づけ、新たな景観軸として位置づけていく。

3）領域を構成する緑地

①市街地に隣接する農地は、都市環境の保全を図るとともに、広がりのある景観要素であるといえる。したがって、市街地からの景観を考慮し市街化区域に隣接した農地の保全を図っていく。

4）地区を代表する緑地

①市域界沿いの東部丘陵地の山並み、本市北側の丘陵地の田園景観等は生活に身近な自然

的景観として位置づけ、開発等との調整を図りつつ保全を図っていく。

5）優れた景観の眺望点と一体となった緑地

①本市は伊勢湾・鈴鹿山脈等に囲まれ、景観要素としては非常に恵まれているといえる。しかし、地形的な特徴として平坦地が多く眺望点としては少ない状況にある。したがって眺望点として優れているポイントは、公園・緑地的に整備をすることにより景観施設として位置づけ、活用を促進しつつ保全を図っていく。

3－2　総合的な緑地の配置及び都市緑化に関する計画

4系統の配置方針及び都市全体の配置バランスを考慮し、以下の方針に従い本市における総合的な緑地配置を行っていく。

1）骨格的緑地の配置

本市における骨格的な緑地として次の緑地を配置していく。

・面的な緑地として市域界丘陵地の樹林を配置していく。
・線的な緑地として矢田川、前山川、境川等の東西軸となる河川空間及び南北軸としての国道155号をはじめとする都市の軸となる幹線道路等の街路樹を配置していく。
・核となる公園として桧原公園、常滑公園等の総合公園及び運動公園である大曽公園を配置していく。
・また、市街化調整区域内の核的な緑地として前山ダムの水辺を生かした緑地を配置していく。

2）重要な緑地の配置

・自然環境の保全のうえで重要となる、野生動物の生息が確認されている北池、檜原大池等のため池、市域界丘陵地の樹林の積極的な保全を図っていく。
・生活に密着した貴重な樹林としての、鎮守の森・祭りの場としての社寺林の保全を図っていく。
・多賀神社社叢、常滑城址等の天然記念物、史跡等と一体となった緑地の保全を図っていく。
・災害時の一時避難地・広域避難地となる、都市基幹公園及び学校等のグランドを積極的に配置していく。
・市街地に隣接する農地は、本市特有の都市景観であるとともに、広がりのある景観要素であるため、積極的な保全を図っていく。

3）ネットワークの形成

これまでの公園・緑地としての機能は、そのほとんどが単体として機能してきた。したがって、骨格的緑地を中心として、以下の方針によりネットワークの形成を図っていく。

・本市における都市基幹公園である檜原公園、大曽公園、常滑公園を本市の拠点公園として配置していく。
・市街化調整区域内のネットワーク軸として、幹線農道、広域農道等を活用し、グリーンベルトを配置していく。
・社寺林及び住区基幹公園等の身近な公園・緑地を緑道等で結び、さらに緑の軸に有機的に結ぶことにより、地域の緑地から都市の緑地へと広がりをもつ緑のネットワークの形成を図っていく。

4）緑地等の均衡ある配置

・今後の市街地の発展動向を考慮し、土地区画整理事業等の市街地開発区域内の均衡ある公園・緑地の創出・確保を図っていく。
・地域環境の保全、公害・災害を防止する緩衝緑地等、都市防災上必要とされる公園・緑地である河川緑道、学校グランド等を配置していく。
・各住区毎に均衡ある配置を図るため、整備済である児童遊園、ちびっ子広場、農村公園等を住区基幹公園に準ずる公園として位置づけていく。
・市街地周辺の緩衝機能及び景観機能としての農地についても積極的な保全を図っていく。

4　実現のための施策の方針

4－1　施設緑地の整備目標及び整備方針

1　都市公園

①整備目標

現況15ケ所，40.69ha、目標年次（平成17年）83ケ所，78.45ha（別表参照）。

②配置方針

a. 住区基幹公園

（街区公園）

街区公園については、現在都市計画決定されている公園については、整備の促進を図っていく。

土地区画整理事業予定区域内においては、必要量及び誘致圏等を考慮し、１ヶ所当りの標準面積を0.25ha、誘致距離を250mとし適正配置に努めていく。

また、将来市街地については既成市街地との関連等を考慮しつつ、新市街地面積、計画人口、整備手法等を検討するなかで、必要量及び誘致圏等を考慮し適正配置に努めていく。

（近隣公園）

近隣公園については、現在開設されている城山公園を位置づけていく。

また、将来市街地である、常滑ニュータウン、ウイングタウンに街区公園とのネットワーク等を考慮し、標準面積2.0ha、誘致距離500mとし、各１ヶ所配置していく。

（地区公園）

地区公園については、都市基幹公園等の配置状況、整備面積等を考慮し新たな配置は行わない。

b. 都市基幹公園

（運動公園）

運動公園については、現在開設されている大曽公園を位置づけていく。

（総合公園）

総合公園については、現在計画決定されている桧原公園、常滑公園を位置づけ整備を促進し、本市のレクリエーション拠点としていく。

c. 墓園

墓園については、現在都市計画決定されている第１号高坂墓園を位置づけ、整備の促進を図っていく。

d. 都市緑地

都市緑地については、土地区画整理事業計画区域である、常滑市千代ケ丘地区に2ヶ所、梶間地区に7ヶ所、大谷地区に1ヶ所それぞれ配置していく。

③おおむね4ha以上の都市公園のおおむねの位置及び規模

表4-1　4ha以上の都市公園のおおむねの位置及び規模

種　　別	規模(ha)	おおむねの位置
総合公園（檜原公園）	15.7	檜原大池北側
〃　（常滑公園）	14.8	県立常滑北高等学校に隣接
運動公園（大曽公園）	17.4	半田市との市域界
墓　園（第1号高坂墓園）	5.6	半田市との市域界

2　公共施設緑地

①整備目標

現況122ケ所，173.30ha、目標年次（平成17年）138ケ所，185.90ha（別表参照）。

②配置方針

・親水空間、防災上の緩衝緑地及び延焼防止、緑地のネットワーク軸となる河川緑地を、前山川、境川、唐崎川等11河川に配置していく。
・生産緑地地区を活用した市民農園を3ヶ所配置していく。
・地域防災計画における急傾斜地崩壊危険箇所内の緑地を、宅地化等の防止を図るとともに、災害を未然に防止するための緑地として保全を図っていく。
・本市内の景観眺望点の一つである熊野排水場周辺の緑地の保全を図っていく。
・知多広域農道（幹線農道二号）、幹線農道一号、農免道路をそれぞれグリーンベルトとして整備を図っていく。
・やきもの散歩道に隣接した相持院、光明寺の保全を図るとともに、栄町神明社は隣接して整備されている登窯広場とともに保全を図っていく。
・現在整備済の児童遊園・ちびっ子広場・農村公園は継続して位置づけていく。
・小学校・中学校・高等学校等のグラウンド等の公共施設を位置づけていく。
・グリーンスポーツセンター、サザンアリーナ、セラモール公園等を位置づけていく。

③おおむね4ha以上の公共施設緑地のおおむねの位置及び規模

表4-2　4ha以上の公共施設緑地のおおむねの位置及び規模

種　　別	規模(ha)	おおむねの位置
グリーンベルト	4.8	知多広域農道
やきもの散歩道緑地	7.1	栄町神明社（登窯広場と一体）
農村公園	4.96	前山ダム緑地
その他の公共施設	6.15	小脇公園
中学校	4.73	常滑中学校

3　民間施設緑地

①整備目標

現況33ケ所，38.88ha、目標年次（平成17年）33ケ所，38.88ha（別表参照）。

②配置方針

・本市内に残存する神社等の社寺林については、貴重なまとまりのある緑地であり、保全を図っていく。
・工業団地内の植栽地は現況緑地として位置づけていく。

③おおむね4ha以上の民間施設緑地のおおむねの位置及び規模

表4-3　4ha以上の民間施設緑地のおおむねの位置及び規模

種　　別	規模(ha)	おおむねの位置
大谷工業団地内緑地	14.96	INAX大谷工場

4－2　地域制緑地の指定目標及び指定方針

1　法によるもの

①指定目標量

現況24ケ所，3,593.5ha、目標年次（平成17年）20ケ所，3,517.5ha（別表参照）。

②指定方針

・緑地保全地区については、昭和54年3月に策定された緑のマスタープランにおいて指定目標の設定がなされているが、本計画ではこれらの緑地は民間施設緑地等の施設緑地として位置づけるため、新たな指定はしない。
・生産緑地地区については、現在の指定を継続していくものとし、新たな指定はしない。
・その他法によるものとして、保安林区域、農業振興地域農用地区域、地域森林計画対象民有林を位置づけていく。

③法による地域制緑地のおおむねの位置及び規模

表4-4　法による地域制緑地のおおむねの位置及び規模

種　　別	規模(ha)	おおむねの位置
生産緑地地区	1.9	市民農園との重複を除く
保安林区域	143.0	
地域森林計画対象民有林	516.0	
農業振興地域農用地区域	1,969.0	市街地隣接農地との重複を含む
県立自然公園	963.0	

2　条例等によるもの

①指定目標量

現況指定なし、目標年次（平成17年）指定なし（別表参照）。

②指定方針

・本計画においては、民間施設緑地等の施設緑地としての位置づけを行っているため、新たな指定はしない。

4－3　都市緑化の目標及び推進方針

1　公共公益施設の緑化目標及び緑化方針

①　道路の緑化

・幅員16m以上の道路については、街路樹による整備を行っていく。

・部分的に街路樹等が整備された道路については、連続性のある緑を形成するため、道路整備の推進を図っていく。

・拡幅が可能な道路については、歩道拡幅により植樹帯等の用地を確保していく。

・法面は花壇等による植栽を図っていく。

・景観的な向上を図るため、道路毎の樹種の統一を図っていく。

・現況における街路樹の緑化率25.6%を約3倍の75%まで向上させていく。

②　学校・保育園等の緑化

・学校・保育園で行われている独自の緑化をより一層推進するため、緑の量的拡大を図りつつ地域の核的な緑地としての緑化を推進していく。

・樹種の選定については、歴史性・地域性・シンボル性及び教材的利用等に対応した選定を行っていく。

・現在の敷地面積に対し23%の緑化率を30%まで向上させていく。

小学校：約5.5ha, 中学校：約5.0haの面積増を図っていく。（樹木 本/3㎡）

・児童館、児童センター等は、各施設によって緑化率の差が見られるため、緑化可能面積及び周辺の土地利用との調和を考慮しつつ、緑化の推進を図っていく。

表4-5　緑化目標量の設定

	緑化延長・面積
道　路	32,000m
小学校	5.5ha
中学校	5.0ha
その他の施設	敷地面積に対し30%以上

2　民有地の緑化目標及び緑化方針

①住宅地の緑化

・現在計画がなされている土地区画整理事業予定地区及び将来市街地において住宅地としての土地利用が計画されている地域については、面的開発と同時に緑化協定等の締結の促進を図っていく。

　また、ニュータウン等の大規模開発及び中部新国際空港に関連する地域については、住宅地のみに限定せず、地区内幹線道路及び公園・集会場等の公共施設、また、誘致される可能性のある大型小売店舗等の商業地等の緑化も考慮し、地域全体での緑化を検討していく。

・緑化協定の締結を図る際には、市条例等の制定もあわせて行ない、生け垣等緑化助成制度の導入等も検討していく。

・既に面的開発の完了した地域及び既成市街地については、敷地面積、周辺の土地利用状況等を考慮し、住民の意向・同意を図りつつ、緑化協定等の締結を行い緑化の推進を図っていく。

・また、住宅地内に点在するオープンスペースについては、植栽等による緑化を推進していく。

②工業地の緑化

・既存工業団地及び既存工場については、工場立地法等考慮し、緑化率20%以上となるよう、事業主の同意を図りつつ緑化を推奨していく。

・やきものに関する工場の立地がみられる区域については、緑化が困難な区域も多いことから、緑化のみに限定することなく、やきもののまちとしての景観的な創出等も検討していく。

③商業地の緑化

・名鉄常滑線常滑駅周辺においては、市の顔としての緑化を推進するとともに、駅から市役所までのアクセスをメインストリートとして位置づけ緑化の推進を図っていく。

　また、駅と一体化した大型小売店舗を駅前広場の緑化とともに、商業地緑化の推進を図っていく。

・既存商業地については、道路植栽等の周辺緑化状況及び敷地規模等の状況、緑化可能面積等を考慮し、商店主の同意を図りつつ緑化を推奨していく。

・面的に整備される区域については、緑化空間の確保及びポケットパークの設置等、快適な商業地空間の形成が図れるよう検討していく。

4－4　生産緑地地区の保全方針

生産緑地地区については、今後とも市街地内緑地として保全を図っていく。

保全の方針としては、都市公園等の種地としての保全、市民農園等としての活用による保全等が考えらえる。

本計画においては、生産緑地地区は現在のまま継承していくものとし、それらのなかで3ヶ所を市民農園として活用していく。

市民農園のおおむねの規模及び位置は以下のとおり。

表4-6　市民農園のおおむねの規模及び位置

規模(ha)	おおむねの位置
0.24	古場地内
0.26	大谷地内
0.14	常滑井戸田区画整理地内

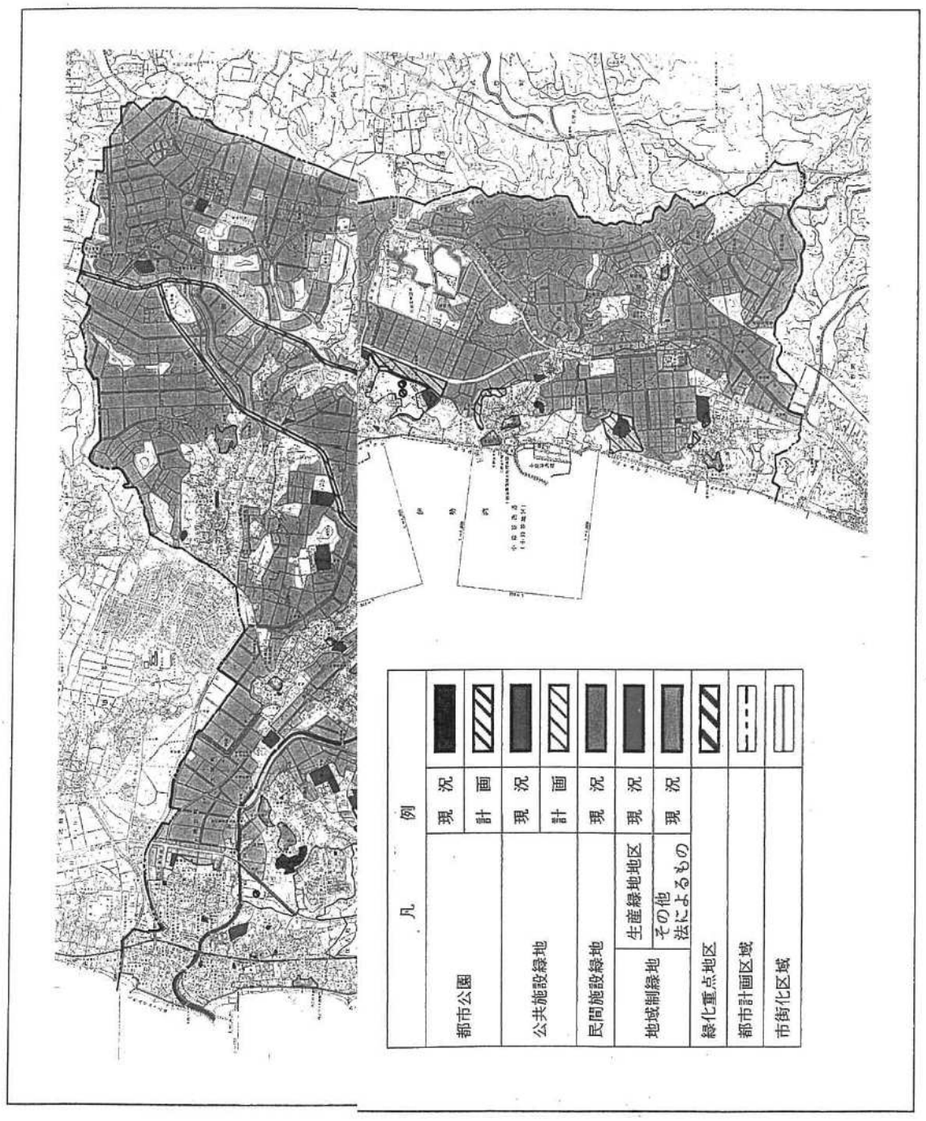

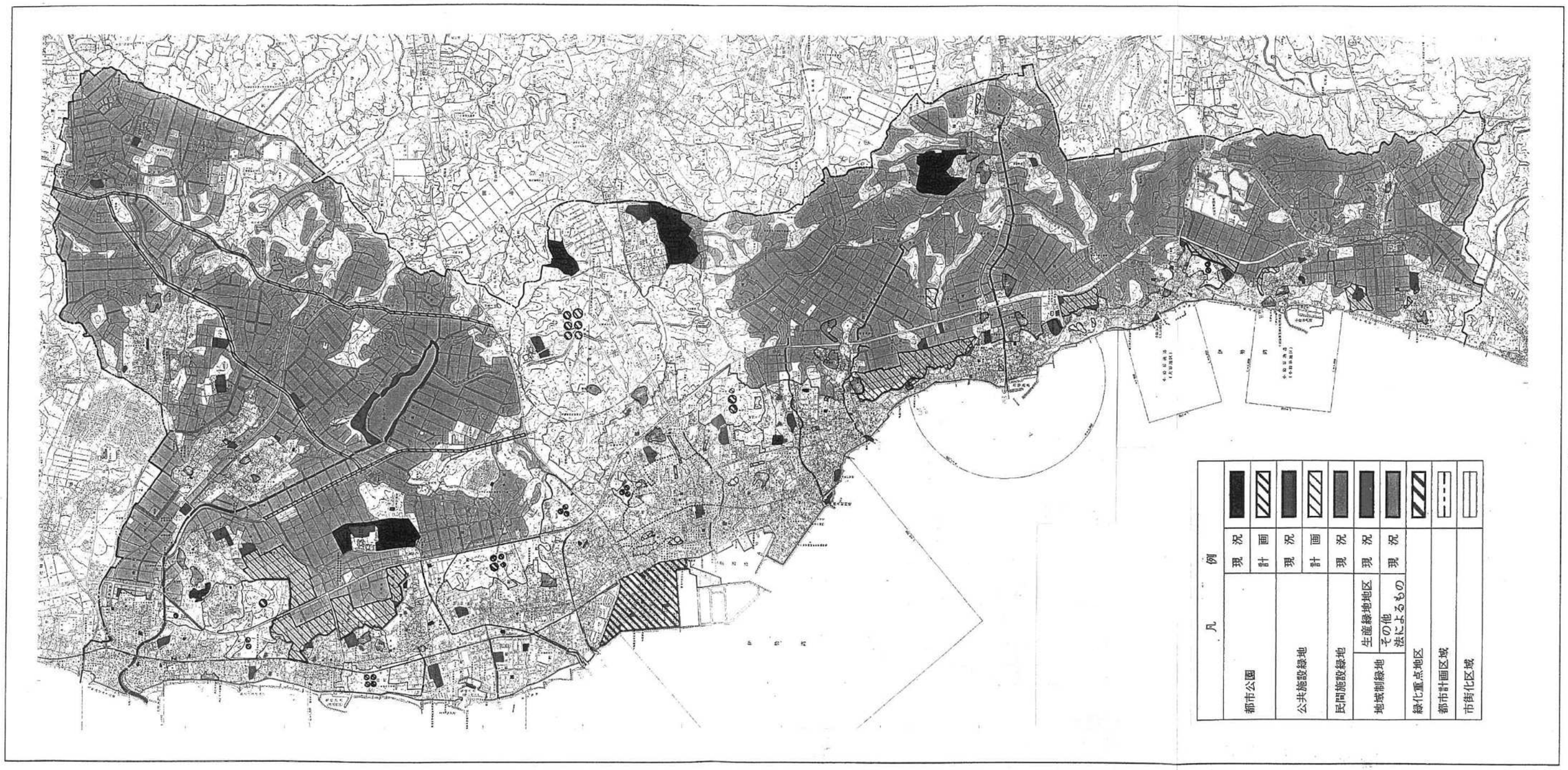

図4-1　実現のための施策の方針図

4－5　緑化重点地区整備計画

1　緑化重点地区の設定

本市の緑の状況は、解析・評価等でも明らかのとおり、市街地内の緑は極めて少ない状況にある。

本計画の実現を図っていくためにも、今後市街地内の緑地空間の保全・創出が極めて有効であるといえる。したがって、緑化を重点的に推進していく地区として、「緑化重点地区」を設定し緑化の基本的な方向を設定していく。

緑化重点地区としては、本市の代表する景観であるとこなめポート及び本市の顔としての景観形成が必要とされる名鉄常滑線常滑駅周辺、そして市役所・常滑市市民文化会館等の公共公益施設等を含む下図の区域を緑化重点地区として設定する。

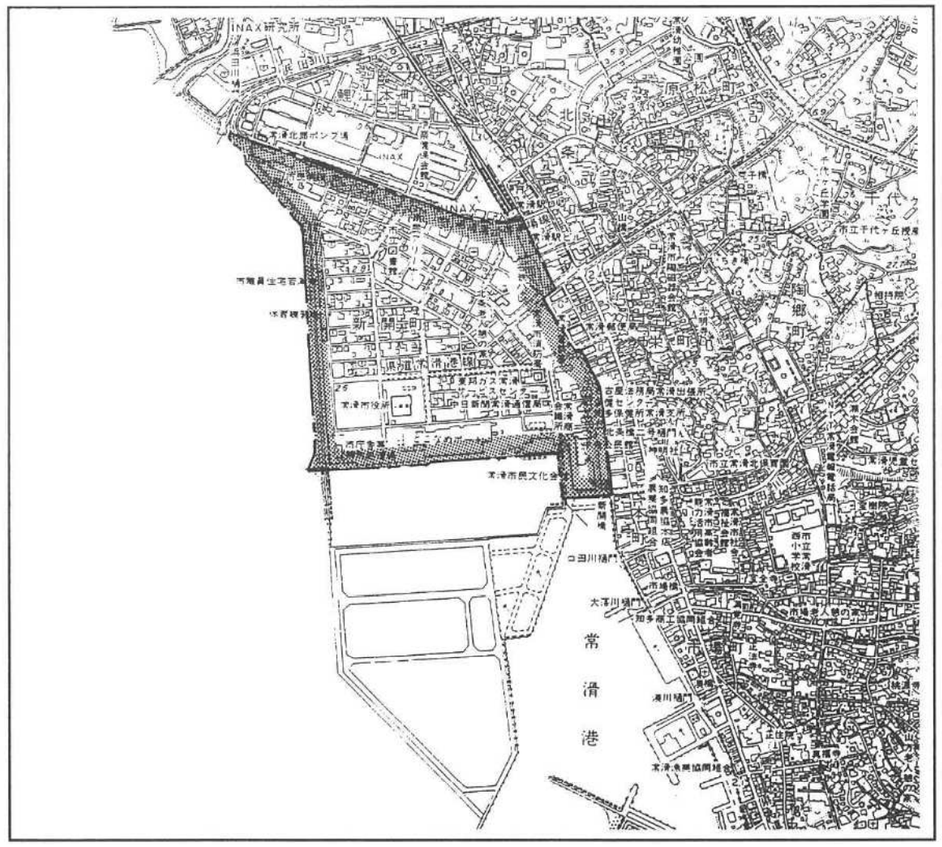

図4-2　緑化重点地区区域図

2　緑化重点地区整備計画

【緑の軸の形成】

・名鉄常滑線常滑駅及び常滑市役所とを結ぶ幹線道路をシンボルロードとして整備を図るとともに、この道路を緑化重点地区内の緑の軸として地区内の緑のネットワークを形成していく。

緑のネットワーク形成要素として以下の道路を位置づけていく。

補助幹線道路（16m以上の歩道設置道路）の街路樹の植樹促進及び緑の増強
歩道未設置道路で12m以上の道路に隣接した民有地の生垣
河川に隣接して通る道路の植栽

【緑の核の形成】

・市役所・市民アリーナ等の公共公益施設を緑の核としての緑化を推進していく。

・商業地周辺及び比較的規模の大きい工場外周の緑化を推進するとともに、各施設の駐車場の緑化を地権者・事業主等の同意を図りつつ緑化を推進していく。その際、生垣緑化助成制度等の条例の制定及び活用等も検討し、地権者・事業主等への経済的負担の軽減を図っていく。

・特に名鉄常滑線常滑駅周辺については、駅前広場と一体となった本市の顔としての緑化を推進し、景観の向上を図っていく。

・また、現在コンクリート塀となっているとこなめボート周辺については、ツタ等による壁面緑化の検討をしていく。

【緑の拠点の形成】

・緑の拠点としては、現在整備済のちびっ子広場、常滑駅前１号公園、とこなめボート内公園等の整備済公園を位置づけていく。

・また、緑の軸の主要な交差点については、やきものを利用した花壇等により色彩豊かに特徴的に整備していく。

以上の方針基づき、緑化重点地区方針図を次に示す。

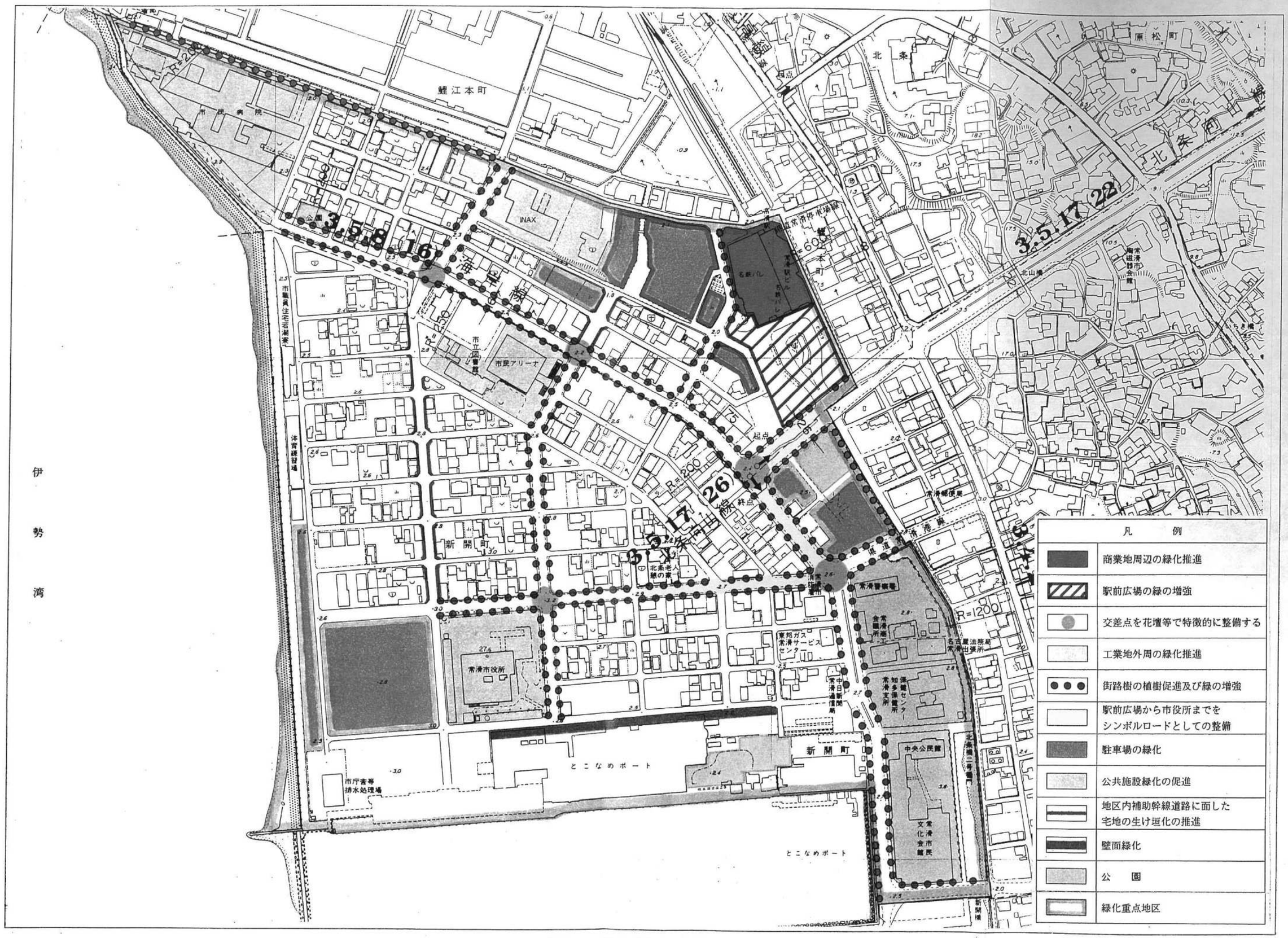

図4-3　緑化重点地区方針図

【資　　料】

（別表）緑地の整備目標

(別　表)　　緑地の整備目標　(隣接農地を将来市街地に含む)

施設緑地種別 ＼ 年次	現況 市街地 整備量 ヶ所	面積(ha)	現況 市街地 ㎡/人	現況 都市計画区域 整備量 ヶ所	面積(ha)	現況 都市計画区域 ㎡/人	5年後(平成12年) 将来市街地 整備量 ヶ所	面積(ha)	5年後 将来市街地 ㎡/人	5年後 都市計画区域 整備量 ヶ所	面積(ha)	5年後 都市計画区域 ㎡/人	目標年次(平成17年) 将来市街地 整備量 ヶ所	面積(ha)	目標年次 将来市街地 ㎡/人	目標年次 都市計画区域 整備量 ヶ所	面積(ha)	目標年次 都市計画区域 ㎡/人	備考
住区基幹公園 街区公園	10	2.49	0.62	10	2.49	0.48	21	2.87	0.69	21	2.87	0.54	66	15.55	2.70	66	15.55	2.22	(1)
住区基幹公園 近隣公園	0	0.00	0.00	1	2.10	0.41	2	4.00	0.96	3	6.10	1.15	2	4.00	0.69	3	6.10	0.87	(2)
住区基幹公園 地区公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(3)
都市基幹公園 総合公園	0	0.00	0.00	2	16.10	3.11	0	0.00	0.00	2	16.10	3.04	0	0.00	0.00	2	30.50	4.36	(4)
都市基幹公園 運動公園	1	17.40	4.36	1	17.40	3.36	1	17.40	4.16	1	17.40	3.28	1	17.40	3.02	1	17.40	2.49	(5)
基幹公園計	11	19.89	4.98	14	38.09	7.35	24	24.27	5.81	27	42.47	8.01	69	36.95	6.41	72	69.55	9.94	(1)～(5)の計
特殊公園 風致公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(8)
特殊公園 動植物公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(9)
特殊公園 歴史公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(10)
特殊公園 墓園	0	0.00	0.00	1	2.60	0.50	0	0.00	0.00	1	2.60	0.49	0	0.00	0.00	1	5.60	0.80	(11)
特殊公園 その他	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(12)
都市林	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(6)
広域公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(13)
緩衝緑地	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(14)
都市緑地	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	10	0.82	0.20	10	0.82	0.15	10	3.30	0.57	10	3.30	0.47	(15)
緑道	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(16)
広場公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(7)
国の設置によるもの	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	(17)
都市公園計	11	19.89	4.98	15	40.69	7.86	34	25.09	6.00	38	45.89	8.66	79	40.25	6.99	83	78.45	11.21	(1)～(17)の計
公共施設緑地	74	143.60	35.99	122	173.30	33.46	74	143.60	34.35	122	183.20	34.57	84	147.51	25.61	138	185.90	26.56	(18)
都市公園等合計	85	163.49	40.97	137	213.99	41.31	108	168.69	40.36	160	229.09	43.22	163	187.76	32.60	221	264.35	37.76	(1)～(18)の計
民間施設緑地	10	7.11	1.78	33	38.88	7.51	10	7.11	1.70	33	38.88	7.34	10	7.11	1.23	33	38.88	5.55	(19)
施設緑地計	95	170.60	42.76	170	252.87	48.82	118	175.80	42.06	193	267.97	50.56	173	194.87	33.83	254	303.23	43.32	(20)=(1)～(19)の計
緑地保全地区	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	(21)
風致地区	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	(22)
生産緑地地区	24	2.5	0.63	24	2.5	0.48	24	2.5	0.60	24	2.5	0.47	20	1.9	0.33	20	1.9	0.27	(23)
その他法によるもの	0	0.0	0.00	0	3,591.0	693.24	0	0.0	0.00	0	3,591.0	677.55	0	0.0	0.00	0	3,515.6	502.23	(24)
法によるもの計	24	2.5	0.63	24	3,593.5	693.73	24	2.5	0.60	24	3,593.5	678.02	20	1.9	0.33	20	3,517.5	502.50	(21)～(24)の計
条例等によるもの	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	0	0.0	0.00	(25)
小計	24	2.5	0.63	24	3,593.5	693.73	24	2.5	0.60	24	3,284.5	615.94	20	1.9	0.33	20	3,517.5	502.50	(26)=(21)～(25)の計
地域制緑地間の重複	0	0.0	0.00	0	329.0	63.51	0	0.0	0.00	0	329.0	62.08	0	0.0	0.00	0	404.4	57.77	(27)
地域制緑地計	24	2.5	0.63	24	3,264.5	630.21	24	2.5	0.60	24	2,935.5	553.87	20	1.9	0.33	20	3,113.1	444.73	(28)=(26)-(27)
施設・地域制間の重複																			(29)
緑地総計	119	173.10	43.38	194	3,517.37	679.03	142	178.30	42.65	217	3,203.47	604.43	193	196.77	34.16	274	3,416.33	488.05	(20)+(28)-(29)
人口	将来市街地人口				39.90	千人	将来市街地人口				41.80	千人	将来市街地人口				57.60	千人	
	都市計画区域人口				51.80	千人	都市計画区域人口				53.00	千人	都市計画区域人口				70.00	千人	
面積	将来市街地面積				1,113	ha	将来市街地面積				1,122	ha	将来市街地面積				1,336	ha	
	都市計画区域面積				4,835	ha	都市計画区域面積				4,835	ha	都市計画区域面積				4,835	ha	
緑地の確保目標水準	将来市街地面積に対する割合				15.55	%	将来市街地面積に対する割合				15.89	%	将来市街地面積に対する割合				14.73	%	
	都市計画区域面積に対する割合				72.75	%	都市計画区域面積に対する割合				66.26	%	都市計画区域面積に対する割合				70.66	%	
都市公園等の目標水準(住民一人当り面積)	都市公園				7.86	㎡/人	都市公園				8.66	㎡/人	都市公園				11.21	㎡/人	
	都市公園等				33.46	㎡/人	都市公園等				34.57	㎡/人	都市公園等				26.56	㎡/人	